

# 西予市文化財保存活用地域計画

令和5年(2023)12月

愛媛県<sup>せいよ</sup>西予市教育委員会





# 目 次

## 序 章

1. 計画作成の背景と目的 . . . . . 1
2. 計画期間 . . . . . 2
3. 関連計画 . . . . . 3
  - (1) 地域計画の位置づけ (2) 主な関連計画の概要
  - (3) 進捗管理と計画の見直し
4. 計画作成の体制と経緯 . . . . . 6
  - (1) 計画作成の体制 (2) 計画作成の経緯
5. 用語の定義 . . . . . 8
  - (1) 文化財と類型 (2) 本計画における用語の定義

## 第 1 章 西予市の概要

1. 西予市の自然的・地理的環境 . . . . . 11
  - (1) 西予市の位置と面積 (2) 西予市の地質と地形 (3) 気候
  - (4) 植生
2. 西予市の社会的状況 . . . . . 15
  - (1) 西予市の沿革 (2) 西予市の人口 (3) 西予市の産業
  - (4) 観光 (5) 交通 (6) 歴史文化施設
3. 西予市の歴史的背景 . . . . . 27
  - (1) 先史・古代 (2) 中世 (3) 近世 (4) 近代・現代

## 第 2 章 西予市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財の概要と特徴 . . . . . 31
  - (1) 有形文化財 (2) 無形文化財 (3) 民俗文化財 (4) 記念物
  - (5) 文化的景観 (6) 伝統的建造物群
2. 未指定文化財の概要と特徴 . . . . . 36
  - (1) 有形文化財 (建造物) (2) 有形文化財 (美術工芸品)
  - (3) 民俗文化財 (4) 記念物 (5) 文化的景観
  - (6) 伝統的建造物群 (7) 周知の埋蔵文化財包蔵地

## 第 3 章 西予市の歴史文化の特徴

1. 西予市の地域区分 . . . . . 41

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 2. 歴史文化の特徴の抽出               | 42 |
| 3. 西予市の歴史文化の特徴              | 42 |
| (1) 宇和海沿岸の農漁業と交流            |    |
| (2) 地質と地形を活かした石灰産業          |    |
| (3) 人々をつなぐうみの祭り             |    |
| (4) 南予を代表する初期稲作文化と古墳文化      |    |
| (5) 西園寺氏による宇和郡の支配           |    |
| (6) 交通の要衝・宇和盆地              |    |
| (7) 山間部の農業と手工業              |    |
| (8) 伊予と土佐の交流                |    |
| (9) 農山村の祈り                  |    |
| <br>                        |    |
| 第 4 章 西予市の文化財保護の取組          |    |
| 1. これまでの文化財調査               | 69 |
| 2. 文化財の把握の状況                | 72 |
| 3. 西予市の文化財保護の取組             | 72 |
| (1) 文化財の指定等                 |    |
| (2) 文化財保護審議会                |    |
| (3) 文化財行政の取組                |    |
| <br>                        |    |
| 第 5 章 文化財の保存と活用に関する課題、方針    |    |
| 1. 西予市が目指す姿                 | 75 |
| 2. 文化財のもつ可能性                | 75 |
| 3. 文化財の保存と活用に関する課題と方針       | 76 |
| (1) 文化財の調査・把握に関する課題と方針      |    |
| (2) 文化財の保存に関する課題と方針         |    |
| (3) 文化財の整備・活用に関する課題と方針      |    |
| <br>                        |    |
| 第 6 章 文化財の保存と活用に関する措置       |    |
| 1. 文化財の保存と活用に関する措置          | 83 |
| (1) 文化財の調査・把握に関する措置         |    |
| (2) 文化財の保存に関する措置            |    |
| (3) 文化財の整備・活用に関する措置         |    |
| 2. 個別の文化財における保存活用計画等の実施     | 91 |
| (1) 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観          |    |
| (2) 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区    |    |
| <br>                        |    |
| 第 7 章 関連文化財群の設定、保存と活用に関する措置 |    |
| 1. 関連文化財群の設定                | 97 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 2. 関連文化財群の保存と活用に関する課題、方針、措置 | 97 |
| (1) 宇和海と段畑における農漁業           |    |
| (2) 稲作と交流に支えられた宇和盆地の遺跡群     |    |
| (3) 交通の要衝が生み出した町並み          |    |
| (4) 茶堂と農山村のまつり・行事           |    |

## 第 8 章 推進体制

|              |     |
|--------------|-----|
| 1. 推進体制      | 107 |
| (1) 西予市の推進体制 |     |
| (2) 市民・所有者等  |     |
| (3) 専門家等     |     |

## 巻末資料

1. 事務局体制
2. 統計資料
3. 指定等文化財
4. 未指定文化財（うみ、さと、やま）
5. 各地区の歴史文化の特徴
6. 歴史文化を表す文化財
7. 調査報告書等一覧
8. 指定の履歴
9. 西予市の文化財行政の取組
10. 市民ヒアリング
11. パブリックコメント

## 協力・資料・写真提供等（五十音順）

各地区公民館（現各地域づくり活動センター）／西予市城川文書館／西予市役所（政策企画部政策推進課、産業部経済振興課、建設部建設課）／大本敬久（愛媛県歴史文化博物館）／岡崎直司（西予市文化財保護審議会）／杉山和徳（埼玉県白岡市教育委員会）／清家卓（西予市野村シルク博物館）／別宮博明（西予市城川文書館）／村上崇史（山口県美祢市教育委員会）

## 序 章

### 1. 計画作成の背景と目的

愛媛県西予市は、東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡三瓶町が合併し平成 16 年（2004）4 月 1 日に誕生しました。宇和海沿岸リアス海岸地帯の明浜町・三瓶町から、大洲市・八幡浜市・宇和島市の間であって宇和盆地を抱える宇和町、四国山地西部にあって高知県と県境を接する野村町や城川町まで東西に長く、その面積は 514.34 km<sup>2</sup>と県内第 2 位の広さを誇ります。市内には、多様な自然環境とそこで育まれた歴史や文化が息づき、指定等文化財は 250 件以上、周知の埋蔵文化財包蔵地は南予最多を誇るなど数多くの文化財が存在しています。

しかしながら、調査が行き届かずに価値が明らかにされていない文化財も多く、また多様な歴史的背景を持つ 5 町の合併であったこともあり、市の歴史文化を十分に語ることができない状態が長く続いています。さらに戦後の高度経済成長期以来の人口減少には歯止めがかからず、西予市の人口は、合併後の平成 17 年（2005）に約 4 万 5 千人だったものが令和 2 年（2020）に約 3 万 5 千人と、この 15 年で実に 1 万人近くも減少しており、担い手不足から文化財の継承は危機に瀕しています。

こうした当市の文化財を取り巻く社会的背景を整理すると、特に人口減少に起因する様々な課題が浮き彫りになります（図 1）。例えば後継者不足や文化財関連団体の高齢化、経済の縮小などに代表される地域の衰退、市職員の削減や公共施設の削減・民営化などに代表される行政の縮小は、文化財の継承を困難にする一因となっていると考えられます。ここに追い打ちをかけるような気候変動に伴う災害の増加は、いわゆる平成 30 年（2018）西日本豪雨で経験したように、文化財の保存継承に大きな影響を及ぼします。また西予市では、当市に特徴的な文化財に関する様々な取組や、四国西予ジオパークの活動もありますが、必ずしもそれらが調和のとれた動きとはなっていないことも課題です。一方で、文化財の保存や活用に取り組む様々な活動や歴史を掘り起こす取組に加え、例えば段々畑保全に尽力したいという地域おこし協力隊員の存在、市民劇団による市の歴史を題材とした演劇上演、文化的景観を舞台にした漫画等々、直接間接を問わず文化財の保護・活用の追い風となるような様々な動きも見られます。加えて西予市では、小規模多機能自治への移行が進められており、市内各地区における文化財や歴史文化に寄せられる期待はますます大きくなっていると言えます。

こうしたなか、平成 30 年に文化財保護法が改正され（平成 31 年 4 月施行）、市町村が文化財保存活用地域計画（以下、地域計画）を作成し、国がこれを認定することが新たに制度化されました。これを受け当市では、西予市の歴史文化の特徴を明らかにし、中・長期的な

序 章

観点から多くの関係者の参画のもと、計画的、継続的に文化財の保存・活用を図るため、西予市文化財保存活用地域計画を作成することとしました。地域計画作成の取組や計画に記載する様々な取組が、今後西予市の文化的側面の強化につながるのであれば、市の魅力や市民の満足度の向上、安心でき住みたくなるまちづくり、あるいはひとを回帰させる動きに寄与できるのではないかと期待しています。

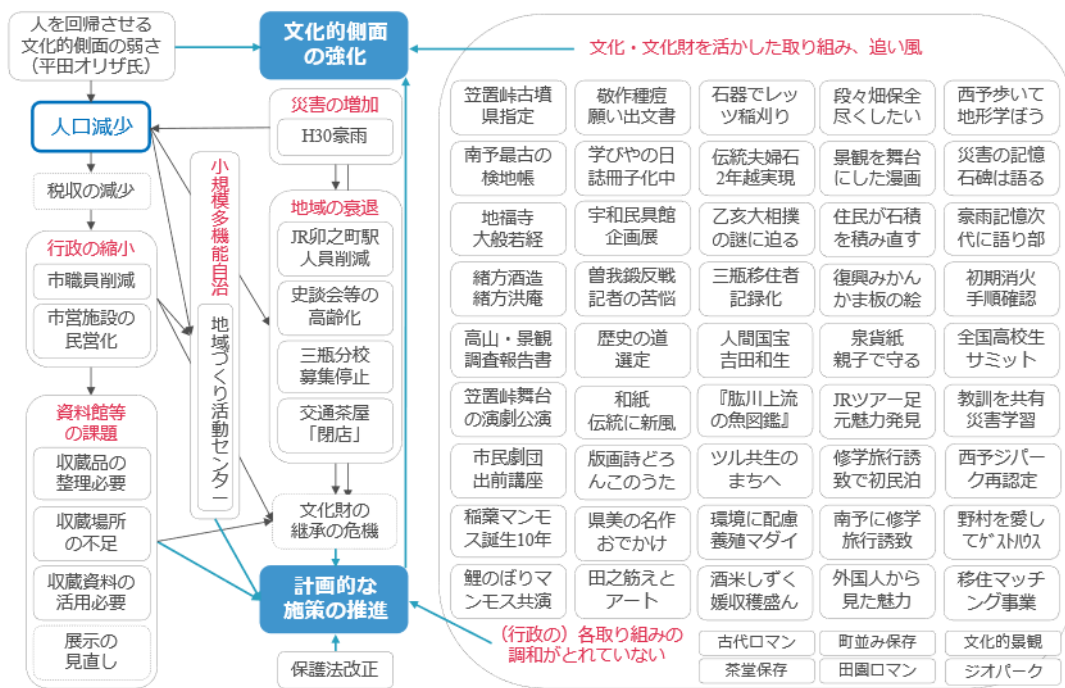


図 1 西予市の文化財を取り巻く環境

2. 計画期間

|             | R02<br>2020  | R03<br>2021 | R04<br>2022 | R05<br>2023 | R06<br>2024             | R07<br>2025     | R08<br>2026 | R09<br>2027 | R10<br>2028 | R11<br>2029 | R12<br>2030 | R13<br>2031 | R14<br>2032 | R15<br>2033 |
|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 市総合計画       | 第2次総合計画(9年間) |             |             |             |                         | 第3次総合計画(計画期間未定) |             |             |             |             |             |             |             |             |
| 文化財保存活用地域計画 | 計画作成         |             |             |             | 第1次西予市文化財保存活用地域計画(10年間) |                 |             |             |             |             |             |             |             |             |

図 2 計画期間

第2次西予市総合計画の計画期間は令和6年度(2024)までで、令和7年度(2025)からは第3次西予市総合計画に引き継がれる予定です。第1次西予市文化財保存活用地域計



画の計画期間は令和 6 年度（2024）から令和 15 年度（2033）までの 10 年間とし、第 2 次地域計画から市総合計画の計画期間との整合を図ることとします。

### 3. 関連計画

#### ■ (1) 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に準拠して作成します。作成にあたっては、第 2 次西予市総合計画、西予市教育振興基本計画との整合を図り、愛媛県文化財保存活用大綱、個別の文化財の保存活用計画、西予市都市計画マスタープランや西予市地域防災計画等とも整合を図ります。

特に第 2 次西予市総合計画では、後述するように文化財に関する計画が定められ、計画に基づく文化財の保存・活用が適切に進められていることが基本事業の一つとして掲げられており、本計画を西予市の歴史文化を活かしたまちづくりを進めるための、文化財行政の中・長期のマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとして位置づけます。

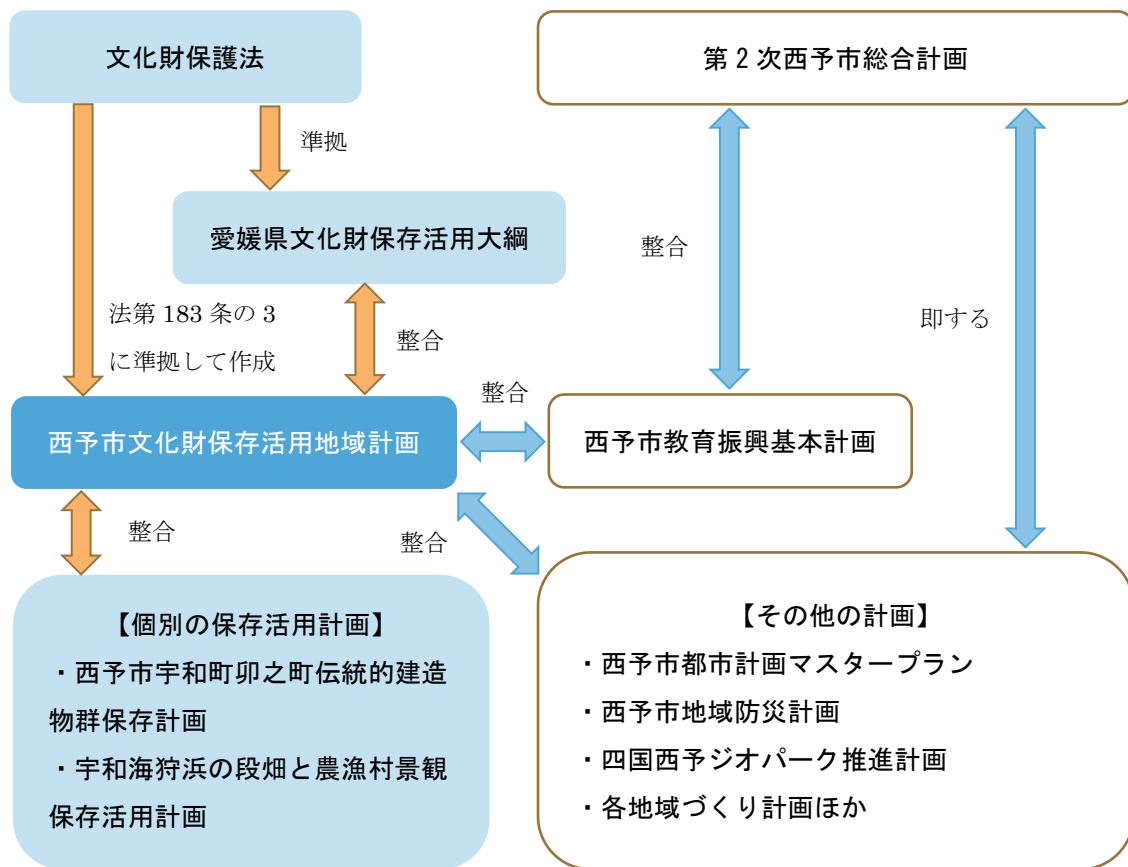


図 3 計画の位置づけ

■ (2) 主な関連計画の概要

本計画に関連する各種計画は表 1 のとおりです。このうち、第 2 次西予市総合計画の概要を記します。

01 第 2 次西予市総合計画（2016～2024）（平成 28 年 4 月策定、令和 2 年 3 月基本構想改訂、同 10 月基本計画改訂／担当課：政策推進課）

人口減少や人口構造の変化が、様々な分野に悪循環をもたらすとの問題意識から、本市の特性を活かした政策を実行し、市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するために策定しました。令和 7（2025）年時点の目指すべき姿として、人口 35,000 人弱、市内総生産約 800 億円弱の維持を基本指標として掲げています。

基本構想では、教育・人財育成の分野で、四国西予ジオパークを中心とした学びにより市民が故郷を好きになっていることや、世代を超えた勉強会を通して生まれたアイデアを産業づくりや地域づくりで実現しようとしていることを目指しています。基本計画は、しごとづくり・ひとづくり・まちづくり・行財政改革の 4 政策における 27 の施策と 107 の基本事業で構成されます。このうち文化財については、政策 2「ひとづくり」の施策「12. 文化の振興」に含まれ、文化財保存活用地域計画の作成、専門職員の雇用配置など体制の整備を進めること、市の歴史的文化的特色を明らかにし地域の多様な文化財を適切に保護すること、四国西予ジオパークとも連携して教育やまちづくりに活かすことによる市の魅力増進や住みたくなるまちづくりなどをうたっています。また、文化施設に関連し、所蔵資料の整理や展示の見直し、適切な維持管理や施設の在り方についての検討を掲げています。基本事業は以下のとおりです。

01. 文化財の保護

目指す姿：文化財に関する計画が定められ、計画に基づく保護活用が適切に進められている。

02. 文化施設の適正化と維持管理

目指す姿：文化施設が適正に配置されるとともに、適切に維持管理されることで、利用者の安心安全が保たれている。

03. 特色ある文化施策の取組

目指す姿：西予市に特徴的な文化財などを活かした事業が展開されている。

また、部門別計画として「古代ロマンの里整備活用基本計画書」、「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観保存活用計画」、「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画」などを示しています。

表 1 各種計画等

| 分 野    | 計 画 等             |
|--------|-------------------|
| まちづくり  | 01 第 2 次西予市総合計画   |
| 人口ビジョン | 02 第 2 期西予市人口ビジョン |

序 章

|  |   |
|--|---|
|  | 03 第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略  |
| 都市計画<br>コンパクトシティ<br>拠点地区整備等<br>空き家対策<br>公共施設 | 04 西予市都市計画マスタープラン<br>05 西予市立地適正化計画<br>06 西予市過疎地域自立促進計画<br>07 西予市空き家対策計画<br>08 西予市公共施設等総合管理計画<br>09 西予市公共施設個別施設計画<br>10 西予市地域公共交通計画<br>11-1 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業実施方針<br>11-2 卯之町地区都市再生整備計画 |
| 防災<br><br>災害復興                               | 12 西予市地域防災計画<br>13 西予市国土強靱化地域計画<br>14-1 西予市復興まちづくり計画<br>14-2 のむら復興まちづくり計画   |
| 景観<br><br>緑地保全                               | 15-1 西予市城川町田穂地区景観計画<br>15-2 西予市明浜町狩浜地区景観計画<br>16 西予市緑の基本計画  |
| ジオパーク  | 17-1 第3次四国西予ジオパーク推進計画<br>17-2 西予市ジオパークブランディング戦略<br>17-3 四国西予ジオパークサイン整備計画<br>17-4 四国西予ジオミュージアム基本計画   |
| 教育   | 18 西予市教育大綱<br>19 西予市教育振興基本計画  |
| 各文化財の個別計画等                                   | 20 愛媛県文化財保存活用大綱<br>21 えひめ文化財防災マニュアル 2018<br>22 古代ロマンの里整備活用基本計画<br>23 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存計画<br>24 西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区防災計画<br>25 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観保存活用計画<br>26 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観整備計画            |
| 地域づくり  | 27 西予市地域づくり活動センター推進計画<br>28-1～27 各地区地域づくり計画書  |

■ (3) 進捗管理と計画の見直し

本計画の実施にあたっては適切に進捗管理を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行います。また、社会情勢や西予市の文化財をめぐる環境等に大きな変化が生じた場合にも、

適宜計画内容の見直しを行うこととします。認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官に変更の認定を申請します。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更を言います。

- ・ 計画期間の変更
- ・ 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更
- ・ 地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

軽微な変更の場合は、その変更の内容について、愛媛県及び文化庁に情報提供するものとします。また、計画期間終了前の適当な時期に、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行います。

## 4. 計画作成の体制と経緯

### ■ (1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、文化財の総合的把握、地域計画の作成、地域計画に係る文化財の保存と活用、文化財の防災に関する事項等を審議するため、西予市、愛媛県、学識経験者、西予市商工会、西予市観光物産協会等から構成される西予市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」）を設置しました。本協議会は、文化財保護法第 183 条の 9 に規定される協議会です。

表 2 西予市文化財保存活用地域計画協議会の構成

| 氏 名    | 所 属 等                             | 専 門 分 野 |
|--------|-----------------------------------|---------|
| 下條 信行  | 愛媛大学名誉教授／協議会会長                    | 考 古     |
| 谷若 倫郎  | 瀬戸内海考古学研究会副代表／協議会副会長              | 考 古     |
| 上杉 和央  | 京都府立大学文学部准教授                      | 歴 史 地 理 |
| 大本 敬久  | 愛媛県歴史文化博物館専門学芸員                   | 民 俗     |
| 岡崎 直司  | 西予市文化財保護審議会委員長                    | 近代化遺産   |
| 久保田 実  | 一般社団法人西予市観光物産協会 (R2)              | 観 光     |
| 篠原 敬   | 一般社団法人西予市観光物産協会 (R3～)             | 観 光     |
| 松末 まゆみ | 西予市商工会経営支援員                       | 商 工     |
| 河野 利江  | 愛媛県教育委員会文化財保護課長 (R2)              | 文 化 財   |
| 西山 俊実  | 愛媛県教育委員会文化財保護課長 (R3、4)            | 文 化 財   |
| 渡部 真司  | 愛媛県教育委員会文化財保護課長 (R5)              | 文 化 財   |
| 日和佐 宣正 | (代理) 県教育委員会文化財保護課主幹 (R2、3)        | 文 化 財   |
| 兵頭 勲   | (代理) 県教育委員会文化財保護課係長 (R4)、同主幹 (R5) | 文 化 財   |
| 長野 静香  | 西予市政策企画部まちづくり推進課長                 | 行 政     |

序 章

|       |                              |       |
|-------|------------------------------|-------|
| 小野 雅人 | 西予市政策企画部ジオパーク推進室長（兼）係長（R2、3） | ジオパーク |
| 上口 等  | 西予市産業部経済振興課長（R2）             | 行 政   |
| 浦田 和喜 | 西予市産業部経済振興課長（R3～）            | 行 政   |
| 篠藤 武士 | 西予市産業部ジオパーク推進室長（R4～）         | ジオパーク |
| 堀内 八重 | 西予市産業部経済振興課文化の里施設館長（R4～元館長）  | 郷 土 史 |
| 谷口 佳代 | 西予市教育委員会教育部スポーツ・文化課長（R2）     | 行 政   |

■ (2) 計画作成の経緯

協議会における議論や意見聴取、西予市文化財保護審議会への意見聴取、教育委員会や議会での説明などの経緯は表 3 のとおりです。市民ヒアリングの結果、パブリックコメントの内容などについては、巻末資料に記載しています。

表 3 計画作成の経緯

| 開 催 日                           | 会 議 名                  | 概 要                               |
|---------------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 令和 2 年 9 月 27 日（日）              | 第 1 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：計画作成の背景と目的の整理／市や文化財の概要の確認      |
| 令和 2 年 12 月～同 3 年 3 月、同 5 年 3 月 | 市民ヒアリング                | 地域計画の概要説明／大切にしたい文化財／地域における課題      |
| 令和 3 年 3 月 16 日（火）              | 第 2 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：歴史文化の特徴／文化財の保存・活用に関する課題        |
| 令和 3 年 3 月 22 日（月）              | 西予市文化財保護審議会            | 報告：地域計画の概要説明                      |
| 令和 3 年 10 月 22 日（火）             | 第 1 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：西予市の文化財の特徴／文化財の保存・活用に関する課題     |
| 令和 3 年 11 月 22 日（月）             | 定例教育委員会                | 報告：地域計画の概要と進捗状況                   |
| 令和 4 年 3 月 11 日（金）              | 西予市文化財保護審議会            | 報告：文化財の保存活用に関する課題、方針、措置           |
| 令和 4 年 3 月 15 日（火）              | 第 2 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：歴史文化の特徴／文化財の保存・活用に関する課題、方針、措置  |
| 令和 4 年 8 月 26 日（金）              | 第 1 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 置                                 |
| 令和 4 年 12 月 26 日（月）             | 第 2 回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：歴史文化の特徴／関連文化財群／文化財の保存・活用に関する措置 |
| 令和 5 年 2 月 21 日（火）              | 定例教育委員会                | 報告：地域計画素案について                     |
| 令和 5 年 3 月 6 日（月）               | 西予市議会                  | 報告：地域計画素案について                     |

## 序 章

|                       |                      |                      |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 令和5年3月11日(土)          | 第3回西予市文化財保存活用地域計画協議会 | 協議：地域計画素案について意見聴取、承認 |
| 令和5年6月29日(木)          | 西予市文化財保護審議会          | 審議：地域計画素案について意見聴取、承認 |
| 令和5年6月23日(金)～7月21日(金) | パブリックコメント            | 地域計画素案について           |
| 令和5年7月25日(火)          | 定例教育委員会              | 報告：地域計画素案について        |



協議会の様子



市民ヒアリングの様子

表4 西予市文化財保護審議会の構成

| 氏名     | 所属等                     | 専門分野   |
|--------|-------------------------|--------|
| 岡崎 直司  | 元えひめ地域政策研究センター主任調査員／委員長 | 近代化遺産  |
| 佐々木 正興 | 元松山短期大学教授／副委員長          | 民俗     |
| 大本 敬久  | 愛媛県歴史文化博物館専門学芸員         | 民俗     |
| 佐藤 文明  | 段々畑ガイドの会                | 郷土史    |
| 宇都宮 泰三 | 野村町史談会                  | 郷土史    |
| 河野 学   | 東宇和自然史研究会               | 郷土史、自然 |
| 菊池 英輔  | 元小学校教員                  | 郷土史    |

## 5. 用語の定義

### ■ (1) 文化財と類型

文化財は、「我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、そのほか芸能や工芸技術のような「技(わざ)」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれます」(文化庁パンフレット『未来に伝えよう文化

財』より)。文化財保護法では、文化財を次の6つの類型に分類しています。

#### **有形文化財**

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書などで歴史上又は芸術上価値の高いものや、考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料を有形文化財と呼びます。このうち「建造物」以外のものを総称して「美術工芸品」と呼んでいます。

#### **無形文化財**

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものを無形文化財と呼んでいます。「わざ」を体得した個人又は団体によって体現されるものです。

#### **民俗文化財**

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術やこれらに用いる衣服、器具、家屋などで生活の推移の理解のため欠くことのできないものを民俗文化財と呼んでいます。

#### **記念物**

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものや、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳などの名勝地で芸術上又は鑑賞上価値が高いもの、さらには、動物、植物、地質鉱物で学術上価値が高いものを記念物と呼んでいます。

#### **文化的景観**

地域における人々の生活や生業、地域の風土により形成された景観地でわが国民の生活や生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観と呼んでいます。

#### **伝統的建造物群**

周囲の環境と一体となっている伝統的な建造物群で価値の高いものを、伝統的建造物群と呼んでいます。

これら6つの類型のほかに、埋蔵文化財と保存技術も保護の対象としています。

#### **埋蔵文化財**

土地に埋蔵されている文化財

#### **保存技術**

文化財の保存・修理に必要な伝統的な技術・技能

### ■ (2) 本計画における用語の定義

#### **文化財**

本計画では、法や条例に基づき指定・選定・登録された文化財、埋蔵文化財、保存技術に加え、未指定の文化財を文化財として本計画の対象とします。また、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、本市や各地区にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても、未指定文化財として本計画の対象とします。

#### **歴史文化**

歴史文化とは、「地域の固有の風土のもと、先人によって生み生まれ、時には変容しながら

ら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト（文脈、背景）」とされ、歴史文化の特徴は「地域らしさ、地域の特徴をあらわす」と述べられています。簡単に言えば、西予市らしさを表すキャッチフレーズと言えるものです。第3章で西予市の歴史文化の特徴を紹介します。

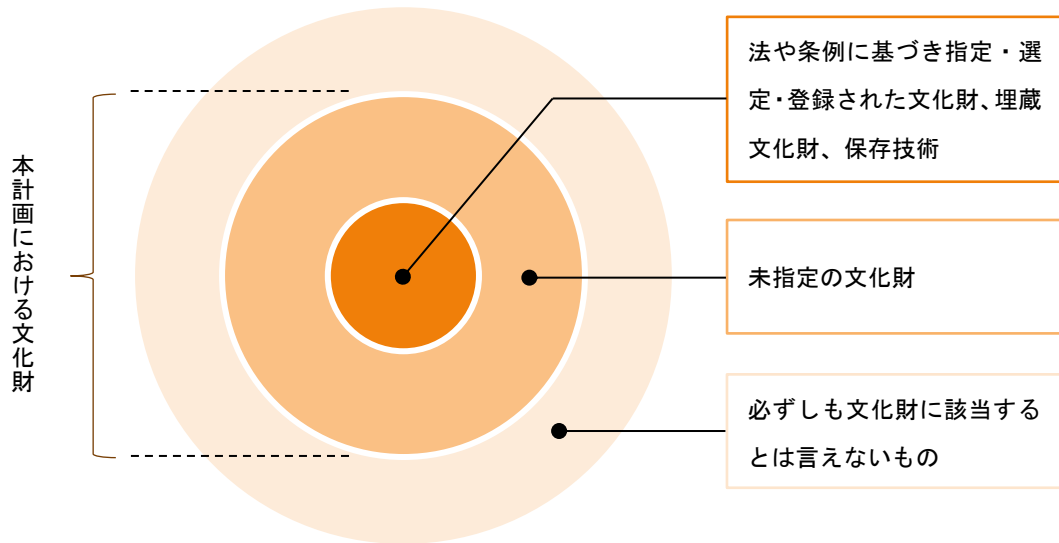


図4 本計画における文化財の概念図

### 関連文化財群

関連文化財群とは、「指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの」で、「群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組み」のことです。「まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値づけが可能となり、また、相互に結び付いた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る」とされています。第7章で関連文化財群を設定します。

### 措 置

文化財の課題に対する方針に基づき実施する具体的な事業や施策などを指します。